



# 山形県公報

平成16年8月13日(金)  
第1567号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                           |                   |     |
|-------------------------------------------|-------------------|-----|
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....               | (置賜総合支庁福祉課) ...   | 941 |
| 山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....     | (農政企画課) ...       | 同   |
| 山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程..... | ( 同 ) ...         | 942 |
| 土地改良事業施行の同意.....                          | (最上総合支庁農村計画課) ... | 同   |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                       | (置賜総合支庁農村計画課) ... | 同   |
| 県営土地改良事業計画の決定.....                        | ( 同 ) ...         | 同   |
| 同 .....                                   | ( 同 ) ...         | 943 |
| 同 .....                                   | ( 同 ) ...         | 同   |
| 土地改良事業施行の認可.....                          | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 同   |

### 公 告

|                           |                      |     |
|---------------------------|----------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....   | (最上総合支庁企画振興課) ...    | 944 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (置賜総合支庁企画振興課) ...    | 同   |
| 山形県感染症予防計画の変更の公表.....     | (保健薬務課) ...          | 同   |
| 県営住宅入居者の一般公募.....         | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ... | 同   |
| 一般競争入札の公告.....            | (公安委員会) ...          | 947 |
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....      | ( 同 ) ...            | 948 |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第841号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年8月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地              | 事業所の名称及び所在地            | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日    |
|----------------------------------|------------------------|-----------|----------|
| 株式会社ツクイ<br>横浜市港南区上大岡西一丁目<br>6番1号 | 総合福祉ツクイ米沢<br>米沢市栄町1番地4 | 訪問入浴介護    | 平成16.8.1 |

#### 山形県告示第842号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年8月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程(昭和48年 6月県告示第796号)の一部を次のように改正する。  
第4条の表中「年0.20パーセント」を「年0.50パーセント」に、「年1.45パーセント」を「年1.75パーセント」に、「年0.60パーセント」を「年0.90パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成16年7月22日から適用する。
- 2 平成16年7月22日前に貸し付けられた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第843号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 8月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程(平成4年 6月県告示第729号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号口中「年2.95パーセント」を「年3.25パーセント」に改める。

第4条の表中「年0.20パーセント」を「年0.50パーセント」に、「年1.45パーセント」を「年1.75パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第4条の規定は、平成16年7月22日から適用する。
- 2 平成16年7月22日前に貸し付けられた園芸銘柄産地育成推進資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第844号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり同意した。

平成16年 8月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
最上町(月楯地区)
- 2 同意年月日  
平成16年 8月4日

山形県告示第845号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、白鷹土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年 8月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所                |
|----------|---------|--------------------|
| 理 事      | 佐 藤 敏 彦 | 西置賜郡白鷹町大字横田尻2523番地 |

山形県告示第846号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営上野地区土地改良(農地環境整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称

県営上野地区土地改良(農地環境整備)事業計画書の写し

2 縦覧に供する場所

南陽市役所

3 縦覧に供する期間

平成16年8月16日から

同 年9月13日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第847号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営勸進代地区土地改良(水田農業振興緊急整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年8月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 縦覧に供する書類の名称

県営勸進代地区土地改良(水田農業振興緊急整備)事業計画書の写し

2 縦覧に供する場所

長井市役所

3 縦覧に供する期間

平成16年8月16日から

同 年9月13日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第848号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営西田尻地区土地改良(水田農業振興緊急整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年8月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 縦覧に供する書類の名称

県営西田尻地区土地改良(水田農業振興緊急整備)事業計画書の写し

2 縦覧に供する場所

白鷹町役場

3 縦覧に供する期間

平成16年8月16日から

同 年9月13日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第849号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成16年8月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 土地改良事業を行う者の名称

青龍寺川土地改良区

2 認可年月日

平成16年7月26日

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年 8月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年 7月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 青少年海援隊
  - (2) 代表者の氏名  
黒田 紀昭
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県新庄市沖の町5 - 11
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、子供達に対して寄宿舎運営や体験留学に関する事業を行い、登校拒否や不登校などにより、日本の高校に行かなくなった子供達に、ニュージーランドの大自然の中で共同生活することにより、本当の自分を取り戻し、かつ英語を学び現地の高校に留学して自信を取り戻してもらい、本当の国際人として社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成16年 8月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年 7月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 かたくりの会
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 敬子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県東置賜郡高畠町大字元和田1599 - 21
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域社会で安心して暮らして行くために、高齢者、障害者、困難を抱えた家族にたいして、お互い助け合うというボランティア精神のもとに民間非営利の福祉事業を行い、その事業を通し地域福祉のコミュニティ作りに寄与することを目的とする。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第10条第3項の規定により山形県感染症予防計画を変更したので、その計画書を健康福祉部保健薬務課及び各保健所において縦覧に供する。

平成16年 8月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年 8月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名 称           | 所 在 地   | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                        |                                        |                                        |                                        | 敷 金         | 摘 要 |                                        |
|---------------|---------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-------------|-----|----------------------------------------|
|               |         | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |             |     | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営屋城町アパ<br>ート | 長井市屋城町4 | 2LDK | 61.4                          | 3          | 一般用 | 22,000<br>円             | 26,700<br>円                            | 31,600<br>円                            | 36,500<br>円                            | 42,200<br>円                            | 48,400<br>円 |     |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年8月20日から同月27日まで(ただし、郵送の場合は、平成16年8月27日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜西事務所  
(山形県長井市高野町二丁目3番1号)

## 5 入居の時期 平成16年10月上旬

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県警察通信指令システム機器の賃貸について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年8月13日

山形県知事 高橋和雄

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室(1階)
- (2) 日時 平成16年9月29日(水)午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 山形県警察通信指令システム機器の賃貸 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成17年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成16年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成16年1月23日付け山形県公報第1510号)により公示された資格を有すること。
- (2) 過去5か年の間に、当該賃貸物品等と同等の物品等を都道府県警察に一括納入した実績があることを証明できること。
- (3) 当該賃貸物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 9の(1)により提出された納入仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部地域課通信指令室 電話番号023(626)0110

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、納入仕様書その他必要な書類(以下「納入仕様書等」という。)を平成16年9月2日(木)午後4時までに提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease of Yamagata Prefectural Police Communications Command System: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. September 29th, 2004
- (3) Contact point for the notice: Communications Command Center, Community Police Affairs Section, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan  
TEL 023-626-0110

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成16年 8月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称及び数量  
合格発表・業務案内表示システム機器（表示装置、制御装置、スキャナ等周辺機器及びソフトウェアを含む。）  
の賃貸及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部会計課総合交通安全センター整備室 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成16年 7月 1日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目15番12号
- 5 落札金額 46,481,400円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成 7年12月県規則第95号）第 3条の公告を行った日 平成16年 5月18日

正 誤

| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤         | 正             |
|------------|--------------|-----|-------|-----------|---------------|
| 平成16. 8. 3 | 第1564号       | 909 | 13    | 認可        | 同意            |
| 同          | 同            | 912 | 下から 3 | 第48条第 1 項 | 第96条の 2 第 1 項 |
| 同          | 同            | 同   | 同     | 認可        | 同意            |
| 同          | 同            | 913 | 3     | 認可年月日     | 同意年月日         |